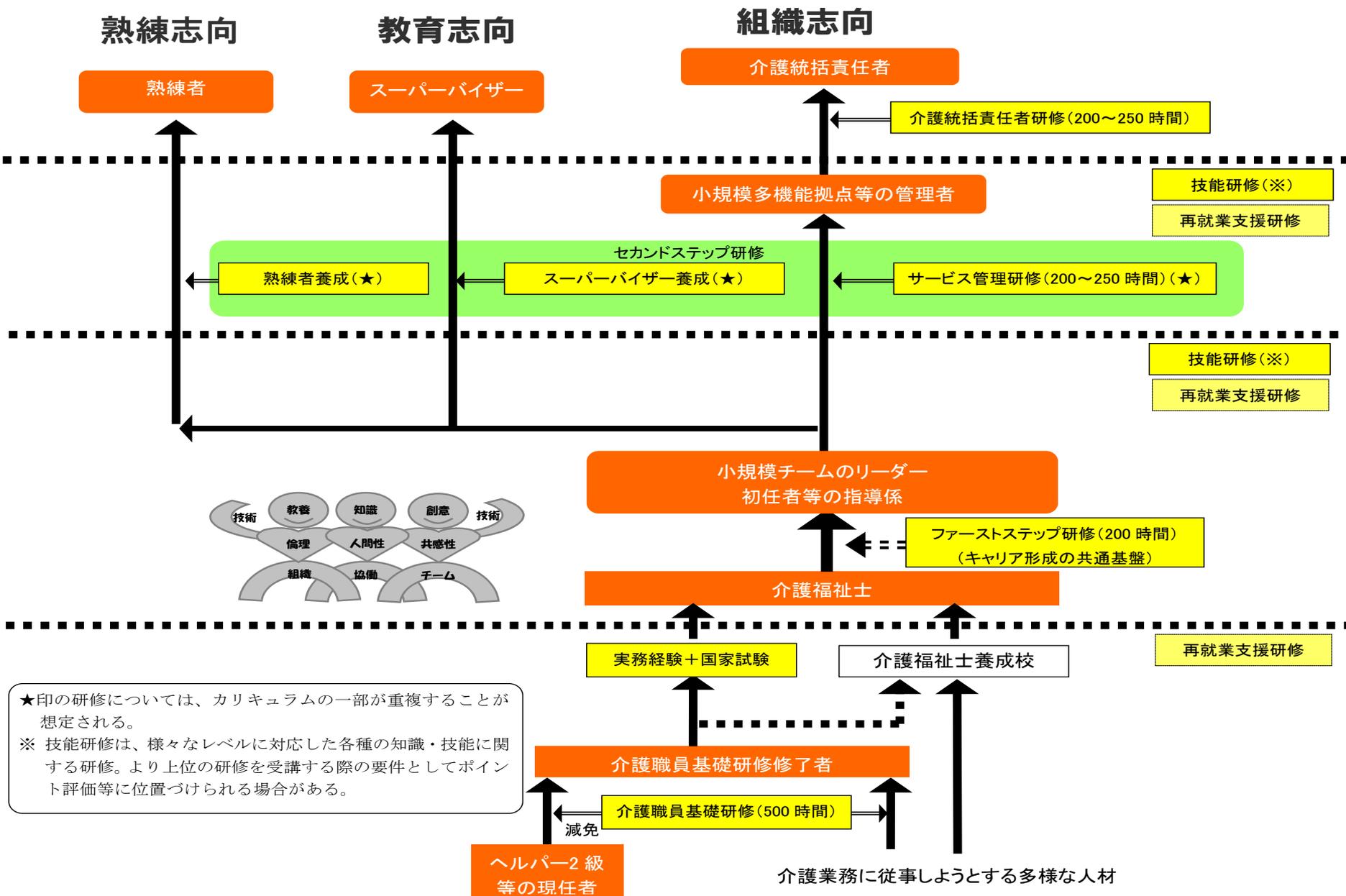


介護職員の養成研修体系とキャリアパス



家庭的保育事業の体系

児童福祉法（抜粋）

◎ 家庭的保育事業の定義【法6の2⑨】

家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

◎ 保育の実施【法24①】

市町村は、…保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

◎ 事業の開始等【法34の14①】

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

◎ 実施基準の遵守【法34の15】

家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

◎ 都道府県による指導監督【法34の16】

- 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、…その事業の制限又は停止を命ずることができる。（法令違反や乳幼児の処遇に不当な行為をしたとき）

◎ 情報提供【法34の17】

家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、…その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

実施基準（イメージ）

◎ 家庭的保育者の要件

保育士又は保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であつて、市町村長が行う研修を修了した者

◎ 実施場所等

- 専用の部屋を有すること
- 保育を行う居室は9.9㎡以上、3人を超える場合は1人超えるにつき3.3㎡を加算

◎ 配置基準

- 家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下、
- 補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下

◎ 保育内容：保育所保育指針に準拠し、家庭的保育の特性に留意

◎ 市町村の体制整備

市町村は、保育所その他の関係機関と連携し、以下の業務を実施（保育内容の支援、巡回指導・相談、代替保育 等）

ガイドライン（イメージ）

◎ 家庭的保育事業の実施体制：家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託

◎ 情報提供：家庭的保育の氏名、資格、居宅、保育内容等を適切な方法で周知

◎ 家庭的保育者：保育士資格を有さず研修によって家庭的保育者として認める際などにおいて適切な評価を行う。

◎ 市町村の体制整備：家庭的保育者を支援するため、助言・指導を行う体制整備、連携保育所の確保、代替保育の体制整備

◎ 研修：保育士資格を有さない者が家庭的保育者となるための認定研修、就業前に全ての家庭的保育者に課す基礎研修、フォローアップ研修、現任研修、指導者養成のための指導者研修

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項 目	児童福祉施設最低基準（保育所）	認可外保育施設指導監督基準																				
職 員	<ul style="list-style-type: none"> 配置基準 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>(児童)</td> <td>：</td> <td>(保育士)</td> </tr> <tr> <td>0歳児</td> <td>3</td> <td>：</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>6</td> <td>：</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20</td> <td>：</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>30</td> <td>：</td> <td>1</td> </tr> </table> 保育士のみ 		(児童)	：	(保育士)	0歳児	3	：	1	1・2歳児	6	：	1	3歳児	20	：	1	4歳以上児	30	：	1	<ul style="list-style-type: none"> 主たる保育時間11時間については、最低基準に規定する数以上、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要 保育者の3分の1以上が保育士又は看護婦資格が必要
	(児童)	：	(保育士)																			
0歳児	3	：	1																			
1・2歳児	6	：	1																			
3歳児	20	：	1																			
4歳以上児	30	：	1																			
設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○2歳未満 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室 1.65㎡/人 ・ ほふく室 3.3㎡/人 ・ 医務室、調理室、便所 ○2歳以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 ・ 屋外遊戯場 3.3㎡/人 ・ 調理室、便所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室 1.65㎡/人 ・ 調理室、便所 																				
非常災害に対する処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火用具、非常口等の設置 ・ 定期的な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火用具、非常口等の設置 ・ 定期的な訓練の実施 																				
保育室等を2階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止装置 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物又は準耐火建築物 ・ 屋外階段、屋内特別避難階段（建築基準法施行令第123条第3項）等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物 ・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路（4階以上の場合は屋外避難階段を必置） ・ 調理室の防火区画（自動消火装置等が設置されている場合の特例あり） ・ 非常警報器具 ・ カーテン等の防災処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止設備 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物又は準耐火建築物 ・ 屋外階段、屋内特別避難階段（建築基準法施行令第123条第3項）等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物 ・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路（4階以上の場合は屋外避難階段を必置） ・ 調理室の防火区画（自動消火装置等が設置されている場合の特例あり） ・ 非常警報器具 ・ カーテン等の防災処理 																				
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝 ・ 保護者との連絡 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な栄養量を含有 ・ 献立の作成 ○健康診断の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 保育所保育指針に準じる。 																				

注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

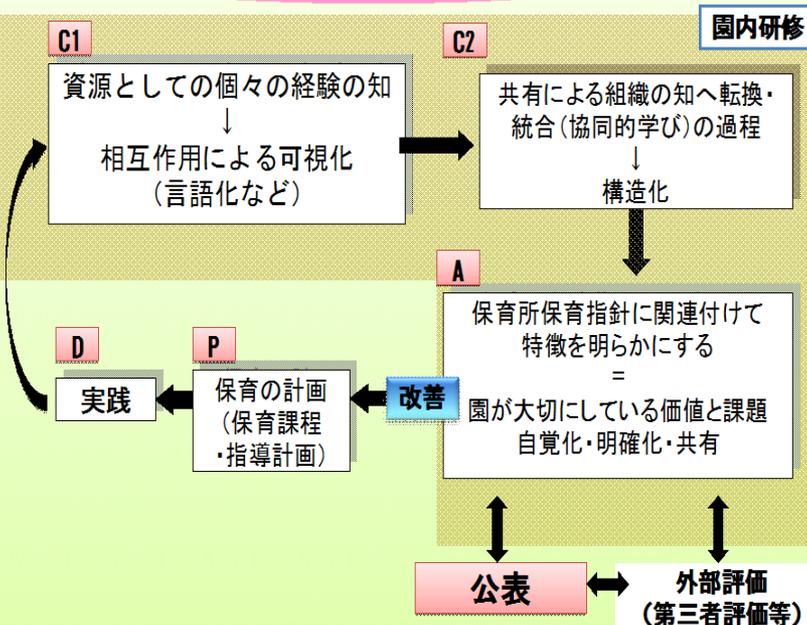
保育所における自己評価

保育所における自己評価の背景

- 保育所保育指針（平成20年3月告示・21年4月1日施行）
 保育士等及び保育所の自己評価と自己評価公表の努力義務
 保育内容等の説明責任の明確化 等
- 社会福祉法及び児童福祉法における情報提供・評価
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラム（平成20年3月通知）における自己評価の推進と評価の充実
 （自己評価ガイドラインの作成とこれに基づく第三者評価の見直し等）

自己評価の理念モデル

保育士等(個人)／保育所(組織)



自己評価の進め方

